業務請負契約書

業務名称 自然科学研究機構明大寺地区他施設管理保全業務

請負代金額 金

円也

(うち消費税及び地方消費税の額 金

円也)

発注者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 川合眞紀 と 受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結する。

- 第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面に基づいて、業務を実施する。
- 第2条 業務は、愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38 (自然科学研究機構明大寺地区 その他構内)において実施する。
- 第3条 開始時期は、令和6年4月1日とする。
- 第4条 完了期限は、令和9年3月31日とする。
- 第 5 条 業務完了報告書は,自然科学研究機構岡崎統合事務センター財務部施設課に 送付する。
- 第6条 請負代金は、均等払いとし、端数が生じた場合は、最終支払い時に調整を行 うものとする。業務が月の途中で終了する場合の当該月の請負代金は日割り計算に よるものとし、日割り計算額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとす る。
- 第7条 請負代金の請求書は、1ヶ月経過ごとに自然科学研究機構岡崎統合事務センター財務部施設課に送付する。
- 2 発注者は、適法な請求書を受理した月の翌月末までに支払う。
- 第8条 契約保証金は,免除する。
- 第9条 発注者は、受注者が次の各号の一つに該当するときは、この契約の全部又は 一部を解除することができる。
 - 一 受注者がその責に帰すべき事由により、この契約の条項に違反したとき。
 - 二 受注者が契約の解除を申し出たとき。
 - 三 この契約の履行に関し、受注者に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。
- 2 発注者は、前項に規定するほか、専ら発注者に起因する事由により、契約の中途 解除を行おうとする場合には、あらかじめ1ヶ月以上の猶予期間をもって受注者に 対して書面により通知する。
- 3 受注者は、発注者がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。
- 第10条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第11条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならないものとする。
- 第12条 発注者は、受注者が業務を行うために必要なエネルギーセンター棟2階当 直室を無償で提供するものとする。
- 第13条 発注者に重大な過失のある場合を除き、受注者が業務実施のため配置した 技術員が業務において傷害等損傷を受けた場合、この一切の責任は受注者が負うも のとする。
- 第14条 受注者又は技術員の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、この一切の責任は受注者が負うものとする。ただし、天変地変、その他不可抗力による場合はこの限りでない。
- 第15条 受注者は、業務において知り得た発注者の業務上の秘密を他に漏らしては ならない。
- 2 技術員に対し、前項の秘密保持を遵守させなければならない。本契約期間終了後 についても同様とする。
- 第16条 この契約についての必要な細目は、自然科学研究機構役務提供契約基準によるものとする。
- 第17条 この契約について,発注者受注者間に紛争を生じたときは,双方協議の上 これを解決する。
- 第18条 この契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。
- 第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発 注者受注者間において、協議して定める。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名押印する。 この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持する。

令和 年 月 日

発 注 者

東京都三鷹市大沢 2 - 2 1 - 1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長川合真紀

受 注 者